

入札参加資格者様

新ひだか町総務部契約管財課長

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う建設工事等における入札の取扱い について

消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税率」という。）が平成31年（2019年）10月1日から引き上げられ、それに伴う建設工事及び工事に係る設計等業務委託（以下「工事等」という。）については経過措置の指定日が、平成31年4月1日とされています。

このことにより、新ひだか町の「建設工事及び工事に係る設計等業務委託」に係る入札における消費税率等の取扱いは、原則として下記のとおり取扱う予定ですので、お知らせいたします。

記

1 消費税率引き上げに伴う対応及び基本的な取扱い

当町では、工事等の契約締結時の消費税の取扱いを明確にするため、消費税（相当額）を明示した（計算できる）契約書を作成しておりますが、今回の消費税率の引上げにおいても契約当事者間で認識が異なることがないよう、新税率による契約書を基本として作成する考えです。

- (1) 平成31年4月1日以降に契約を締結する工事等で、平成31年10月1日以降に引渡しを行う予定のものは、消費税率10%で計算します。
- (2) 平成31年9月30日までに引渡し予定の工事等は、契約日にかかわらず消費税率8%で計算します。
- (3) 部分引渡しがある場合には、部分引渡し日毎に、上記の取扱いを適用することとなります。

2 経過的な取扱い

- (1) 平成31年3月31日までに契約を締結する工事等の場合、引渡し予定日にかかわらず消費税率8%で計算します。
- (2) (1)の工事等で、平成31年10月1日以降に引渡し予定の場合、平成31年4月1日以降の設計変更により契約金額が増額するものについては、増額分の消費税率を10%で計算します。
- (3) (1)の工事等で、平成31年9月30日までに引渡し予定の場合、請負期間の延長により引渡しが平成31年10月1日以降になるもの（受注者の責によるものは除く。）の取扱いは、次のとおりです。
 - ア 当初契約金額と変わらず請負期間延長のみの場合は、消費税率は8%のままです。
 - イ 平成31年4月1日以降の設計変更により、契約金額を増額する場合の増額分については、消費税率は10%になります。
 - ウ イの場合の消費税率変更に係る契約金額等の変更は、請負期間を延長するときに行います。
- (4) 平成31年4月1日以降に契約を締結し、平成31年9月30日までに引渡し予

定の工事等で、請負期間の延長により引渡しが平成31年10月1日以降になるもの（受注者の責によるものは除く。）の取扱いは、次のとおりです。

ア 契約金額に消費税率を2%加算し、変更契約を締結します。

イ アの場合の契約金額等の変更は、請負期間を延長するときに行います。

(5) 平成31年4月1日以降に契約を締結し、平成31年10月1日以降に引渡し予定の工事等で、期日前の竣工等で平成31年9月30日までに引渡しとなるもの取扱いは、次のとおりです。

ア 契約金額から消費税率を2%除算し、変更契約を締結します。

イ アの場合の変更契約は、竣工及び完了前に行います。

(6) 平成31年4月1日から平成31年9月30日までの間に契約を締結し、平成31年10月1日以降に引渡しを行う予定の工事等に係る前払い及び部分払い等の取扱いは次のとおりです。

ア 平成31年9月30日までに支払う前払い及び部分払いについては、消費税率改正による消費税額の増加分を含まないものとします。

イ 受注者が工事完成基準の方法による経理を行う場合において、当該建設工事等の着手の日から平成31年9月30日までの期間に部分引渡しが行われた課税資産の譲渡等については、旧税率（8%）が適用されるため、減額の変更契約を行います。

(7) 単品スライド条項及びインフレスライド条項（特例措置を含む。）に基づく契約金額の変更については、消費税率の改正による物価の変動分を除くものとします。

3 留意事項

(1) 消費税の引き上げについては、消費税法の関連法令等に沿って、経過措置の有無や課税資産の譲渡等（引き渡し時期や業務の履行完了等をいう。）、支払時期などを踏まえて対応することとなりますので、発注担当部署や個々の案件によって入札（見積合わせ）や契約方法に違いが生じることがあります。

(2) 通常の入札（見積合せ）では、入札（見積）書に記載された金額に消費税相当額を加えて契約します。

入札（見積）書に記載する金額について、契約希望金額の108分の100、110分の100に相当する額のいずれを記入するかは、公告や指名通知等において十分にご確認をお願いします。

なお、部分引渡し等により、契約の目的物の一部を平成31年9月30日までに引き渡す等する場合は、当該部分に係る請負代金については税率8%、それ以外の部分については税率10%として契約を締結します。（この場合、ひとつの契約に、税率8%の部分と10%の部分が存在することとなります。）

(3) その他、契約締結手続きの都合により、上記以外の方法で契約を締結する場合があります。その場合は、当該案件における入札（見積合わせ）時等にその旨をお知らせいたします。

(4) 消費税率の引き上げ又は引き上げ延期等に伴う変更契約を取り交わす必要が生じた場合は、契約金額（消費税額）の変更以外（仕様や本体価格の変更など）は行うことはできません。

なお、変更契約の手続きについては、従来どおり各工事等の発注担当課において行います。

○ 上記は、建設工事等の入札に係る原則としての取扱いを記載したものですので、他の個々の案件に関する消費税の取扱い対応については、直接発注担当課へお問い合わせください。